

各務原市介護保険サービス事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

介護認定申請にかかる様式の変更について

平素より介護保険運営に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年3月11日付「要介護認定等の実施について」の一部改正について（老発0311第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護保険要介護認定・要支援認定申請書に医療保険者番号等の記載が追加されることになりました。下記のとおり申請書の様式を改めましたので、ご案内いたします。なお、今回の改正に合わせ、その他項目についても変更も行っておりますので、合わせてご確認くださいませようよろしくお願いいたします。従前の様式は、しばらくの間使用できますが、4月中を目処に新様式へ変更してください。

記

【1】 要介護認定・要支援認定の申請書

1) 変更箇所

①医療保険情報の記載欄を追加

すべての申請者において、医療保険情報の記載が必要となります。医療保険証を確認いただき、記入をお願いします。記載方法が不明な場合については、保険証の写しを添付ください。

②申請区分の選択欄の変更

区分変更申請の際、申請日時点で有効な介護度に合わせ、要支援・要介護の選択をしてください。

③代行申請事業者の変更

国の様式に合わせ事業所区分を変更しています。

2) 配布方法

電子データ 各務原市公式ウェブサイト内に掲載します。（3月24日公開予定）

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004749/1004759.html>

紙用紙 介護保険課・介護認定係窓口で配布します。

【2】 連絡事項

4月1日は、担当者の異動等により窓口業務の混雑が予想されます。1日の申請受付に際しては、新規及び区分変更申請とさせていただきます、更新申請対象者については可能な限り4日以下にご申請いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

担当課	介護保険課介護認定係
電話	(058) 383-1970